

「退職等年金給付」が新設されました

これまで本市職員は共済年金に加入していましたが、“被用者年金の一元化”に伴い、10月から共済年金を廃止し、厚生年金に加入しました。

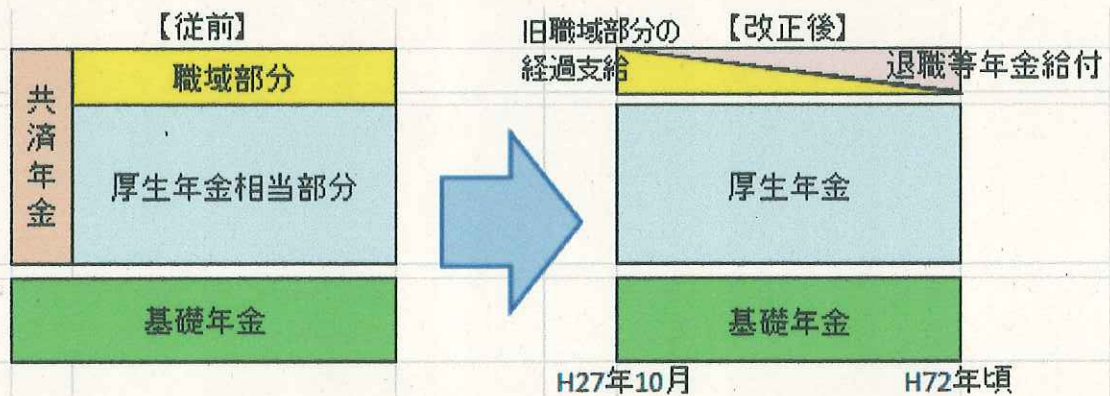
地方公務員等の年金は、共済年金という独自の制度で運用され、“国民年金（基礎年金）”に上乗せして“共済年金”が支給されてきました。

平成27年10月からは、共済年金のうちの“厚生年金相当部分”が厚生年金と統合されました。

また、共済年金には“職域部分”という厚生年金にはない給付がありましたが、この“職域部分”は廃止し、替わって民間の企業年金に相当する“退職等年金給付”※が新たに設けられました。

なお、経過措置として、10月以降も、本年9月までの組合員加入期間に応じて、旧職域部分を加算して支給します。

＜一元化（平成27年10月）以降の年金給付（イメージ）＞



被用者年金の一元化により、公的年金制度の公平性の確保と将来に向けた安定的な制度運営を図るとともに、効率的な事務処理が期待できるメリットがあります。

※ “退職等年金給付” の概要

- 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金です。原則、65歳から受給を開始します。有期年金については20年または10年受給を選択できます（一時金での受け取りの選択も可能です）。
- 本人死亡の場合、終身年金部分は終了します。有期年金の残余部分を遺族が一時金として受給します。